

秋田公立美術大学奨学金給付規程

平成25年4月1日

規程第106号

(目的)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）に在籍する学生のうち、その真摯な学業姿勢および優秀な学業成績が他の学生の模範となる者を讃え、特典を付与することに関し必要な事項を定めることにより、その者の学習意欲の一層の向上を期待し、本学学生の更なる学習意欲の喚起を図り、もって本学の基本理念とする「秋田から世界へ発信するグローバル人材の育成」の達成に資することを目的とする。

(特待生)

第2条 他の学生の模範となる者として決定された者の名称は、「特待生」とする。

2 特待生の種類、特待生となる期間、付与する特典および人数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、別に定めるところにより、次表に掲げる人数に当該別に定める人数を加えた人数以内の者を特待生として決定することができる。

特待生の種類	特待生となる期間	付与する特典	人数
本学在学中の成績等により決定された者（2年生から4年生までの者で当該年度の進級者に限る。）	決定された年度の末日まで	表彰状および奨学金	2年生および3年生は3名以内、4年生は6名以内

3 前項の表に規定する付与する特典のうち奨学金の額は、別に定める。

(特待生の決定)

第3条 特待生は、理事会の議を経て、学長が選考する。

2 学長は、前項の規定により選考した者に特待生となることの諾否を確

認の上、応諾した者について、特待生として決定し、速やかに公表を行うものとする。この場合において、特待生となることを辞退する者があつた場合の追加選考は、行わない。

3 特待生は、同一人に対する複数回の決定を妨げない。

(特典の付与の時期)

第4条 特待生に対する特典の付与は、年度ごとに公表後速やかに行うものとする。

(特待生の取消し)

第5条 学長は、特待生としての期間中に、その者に非行等が認められた場合又は休退学が生じた場合その他の特待生として不相当と判断される事由が発生した場合は、理事会の議を経て、特待生としての決定を取り消し、付与した特典を返還させることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度における第2条第2項の規定の適用については、同項の表中「者（2年生から4年生までの者で当該年度の進級者に限る。）」とあるのは、「者」とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年6月22日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月8日規程第20号）

この規程は、令和4年11月8日から施行する。